

マイナンバーカード出張申請について

令和6年12月2日に健康保険証が廃止され、マイナ保険証を利用する仕組みに変わります。これを機にマイナンバーカードを作ってみませんか？

守口市では、令和6年10月から乳幼児健康診査の際に保健センターでマイナンバーカードの出張申請を行います。市役所に行かなくても申請することができ、条件を満たしている方は、出来上がったマイナンバーカードをご自宅で受け取ることが可能です！



《申請方法》

マイナンバーカードの作成を希望の方は、
守口市オンライン申請システム（右のQRコード参照→）
にて事前にお申込みください。



☆当日のお持ち物☆

申請する子ども → 通知カード or 個人番号通知書(R2.5.25以降)+B2点 または A1点+B1点
親(法定代理人) → A1点 または B2点

《本人確認書類の例》

本人確認書類 申請者	A(顔写真つき)	B(顔写真なし)
親(法定代理人)	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・マイナンバーカード ・パスポート ・在留カード 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証 ・年金手帳（基礎年金番号通知書） ・母子手帳 ・市民カード
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・パスポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証 ・子ども医療証 ・母子手帳

本人確認書類が揃っていない方でも、申請可能です。
マイナンバーカードの受け取り方法が異なりますので、詳しくは職員にお尋ねください。

《個人番号通知書》

《通知カード》

みほん 個人番号通知書 令和2年6月1日発行

個人番号 1234 5678 9012
氏名 番号 太郎
生年月日 平成元年1月1日

○ 本通知書はあなたの個人番号(マイナンバー)をお知らせするためのものです。
○ 本通知書は「マイナンバーを証明する書類」や「身分証明書」としては利用できません。「マイナンバーを証明する書類」が必要な場合には、マイナンバーカードをご提示いただくか、マイナンバー入りの住民票の写しまたは住民票記載事項証明書をご提出ください。
○ 本通知書の再発行は行いません。

マイナンバーカードの申請について

○ マイナンバーカードの申請にはスマートフォンやタブレットによるオンライン申請が便利です。顔写真データをご準備のうえ、右記のQRコードを読み取ってください。
○ 郵送によりマイナンバーカードを申請する場合には、同封の封筒と交付申請書をご利用ください。その他の申請方法については同封のパンフレットをご確認ください。

※ なお、マイナンバーカードを申請した場合、申請状況の問い合わせに必要なあなたの申請書IDは【12345678901234567890123】です。

○ マイナンバーカードの受け取りには本人確認が必要ですが、申請時に本人確認を行う場合には、本通知書を提示することで、手続が簡便化できる場合があります。マイナンバーカードの申請に関する詳細については、同封のパンフレットまたはマイナンバーカード総合サイト（<https://www.kojinbangocard.go.jp/>）をご覧ください。

お問い合わせ先：0120-95-0178（マイナンバー総合フリーダイヤル）
平日9時30分～20時00分 土日祝9時30分～17時30分（年末年始を除く）



【おもて面】



【うら面】

写真撮影
無料です！

